

地域振興券を

3/19(金)から交付します



1,000円の券が20枚1組になっています。

誰がもらえるの？

地域振興券の交付対象者は平成十一年一月一日現在で次の①～④のいずれかの要件に当てはまる人です。対象者（および対象者と思われる人）には3月15日(金)～18日(金)の通知が届きます。

- ① 15歳以下の児童がいる世帯主
- ② 老齢福祉年金などを受けている人
- ③ 65歳以上の市民税（所得割のみ）がかかっている人で、寝たきりの人

（ただし、本人が扶養されている場合は、扶養をしている人が市民税（所得割）がかかっている場合に限る）

- ④ 65歳以上の市民税（所得割と均等割の両方）がかかっていない人

（ただし、本人が扶養されている場合は、扶養をしている人が市民税（所得割と均等割の両方）がかかっている場合に限る）
くわしいことは広報1月15日号1次か2月1日号折込みのチラシ（ピンク色）をご覧ください。

5つのポイント

- ・ 3月19日(金)～20日(土)……市民会館第1会議室
- ・ 3月21日(日)～27日(土)……市民会館大ホール
- ・ 3月29日(月)～9月20日(月)……市役所4階農・産業振興課
- ・ 時間はいずれも午前9時～午後5時
- ※ 3月28日(日)からの土・日曜日および祝日は休みです。
- 9月21日(火)以降は交付しません。



このステッカーのあるお店でお使いください。

15歳以下の児童がいる世帯主の場合

- 3月15日～18日ごろ、地域振興券交付の対象者に「地域振興券引換申請書」を配達記録郵便でお送りします（受取時に印鑑やサインが必要となります）。
- 世帯主本人が手続きする場合、地域振興券引換申請書と本人と確認できる書類（運転免許証や保険証など）を持参ください。
- 世帯主の代理人が手続きする場合、世帯主本人が委任状に署名・押印した地域振興券引換申請書と代理人本人と確認できる書類（運転免許証や保険証など）をお持ちください。

その他の対象者の場合

- 3月15日～18日ごろ、地域振興券交付の対象者に「地域振興券交付申請書」を配達記録郵便でお送りします（受取時に印鑑やサインが必要となります）。
- 交付対象者本人が手続きする場合、必要事項を記入した地域振興券交付申請書と本人と確認できる書類（運転免許証や保険証、年金証書など）をお持ちください。
- 交付対象者の代理人が手続きする場合、交付対象者が委任状に署名・押印した地域振興券交付申請書と代理人本人と確認できる書類（運転免許証や保険証など）をお持ちください。

5つのポイント

- ・ 地域振興券が使える期間：3月19日(金)～9月20日(月)
- ・ 地域振興券が使える店舗：新津市内の特定事業者の店舗（「地域振興券取扱店」と記入されたステッカー（前頁左上）の貼っている店舗）
- ・ 地域振興券を使うとき、千円未満のお釣りはもらえません。
- ・ 地域振興券を使えるのは交付対象者本人またはその代理人・使者に限ります。また、交換・譲渡・売買は禁止です。

音のはじめ音楽の創まり

- とき 3月9日(火)～5月30日(日)の午前10時～午後5時。月曜日休館（ただし3/22と5/3の祝日は開館）
- 内容 縄文時代の土鈴や歌舞伎楽器、雅楽の楽器などの展示
- 入館料 一般300円、高校・大学生200円、小・中学生100円

「つくる・きく・かんがえる」

※以下、①～③は、いずれも「音のはじめ音楽の創まり」の当日の観覧券が必要です。

- ① M・カール（二人音楽家）ビデオ上映
- とき 3月13日(土)～5月30日(日)の毎週土・日曜、祝日（1日3回）
- ② レクチャー「楽器を超えて」（仮題）
- とき 3月27日(土)の午後2時から
- 講師 O メンシングさん（ハーグ市立博物館副館長）
- ③ 「日本の音を聴く」
- とき 4月17日(土)と5月15日(土)。時間は、いずれも午後2時～4時。
- 内容 上越教育大学の学生によるコンサートとレクチャー
- ④ ワークショップ「親子で作る音のおもちゃ」
- とき 4月25日(日)の午後2時～3時30分
- 講師 井上重義さん（日本玩具博物館館長）
- 参加費 親子1組500円
- 定員 30名程度（申込順）

♪ 申込み・問い合わせ
新津市美術館 ☎25-1301へ。

国の緊急経済対策の一環として、個人消費の拡大と地域経済の活性化を図るために市町村ごとに交付される地域振興券について、広報1月15日号に「1月1日号」に引き続きお知らせします。

こんな場合は…

- 転入と転出
・ 他市町村から転入した人は、前の市町村が発行する地域振興券未受領証明書が必要になります。
- ・ 3月18日(金)までに市外へ転出する人は、転出先で地域振興券が交付されます。地域振興券未受領証明書や市民税非課税証明書が必要となりますのでお申し出ください。
- ・ 3月19日(金)以降に市外へ転出する人は、新津市で地域振興券が交付されます。
- 対象者が亡くなった場合
15歳以下の児童がいる世帯主以外の交付対象者が、地域振興券の交付を受ける前に亡くなった場合、地域振興券は交付されません。

分からない点は、農・産業振興課商工振興係（☎24-12111 内線476）にお問い合わせください。

（二万円分）が交付されます。
（十五歳以下の児童がいる世帯主には、児童一人につき二万円分が交付されます）

地域振興券が使えないもの

- ・ 国や地方公共団体へ支払うもの（税金や公共施設使用料、上下水道料金などの支払い。公営のギャンブル、宝くじなど）
- ・ 消費に当たらないもの。また、6か月以内の消費拡大につながる可能性の高いもの（出資や債務、ローンの支払い、有価証券の購入など）
- ・ 換金性があり、広域的に流通しているもの（商品券や各種プリペイドカード、切手、官製はがきの購入など）
- ・ 公共サービスの対価に準じるもの（電気料金やガス料金、テレビ受信料などの支払いなど）

地域振興券についてのお問い合わせは
農・産業振興課 商工振興係（☎24-12111、内線476）へ。

お買物、ご用命は市内で

お買物、ご用命は市内で

パイウェイミスト キャンペーン (3月14日まで)

ふけ・頭皮のかゆみ・抜け毛
髪の傷みなど
髪や頭皮のトラブル改善します
お電話・ご来店お待ちしております



田家1丁目
TEL.22-1870

襖、壁、障子、天井、カーテン
ブラインド、カーペット、クッションフロアー
美術塗装、額、掛軸

表具 一心堂

本町3 ☎ 22-2035

動物の気持ちで診察します。



案内

- 犬・猫・鳥・ウサギ・ハムスターなどの動物医療
- 不妊治療
- 人工授精
- 猫・犬の問題行動治療
- 犬のしつけ指導
- 処方食・フード
- グルメ・ミッシング・シャンプー
- ホテル

診療時間

月～金
AM9:00～12:00
PM3:00～6:30
(PM1:00～手術時間)
土曜日
AM9:00～12:00
PM1:30～3:00
日曜・祭日 休診

小島動物病院 秋葉2丁目（秋葉公園入口）
TEL 24-2223

